

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。		(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。	
[略]	[略]	[略]	[略]
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、 <u>総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、 <u>報道監</u> 、 <u>総務事務センター</u> 所長、 <u>出納指導監</u> 、部付及び局付	[略]	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、 <u>総括課長</u> 、 <u>総括調査監</u> 、 <u>総務事務センター</u> 所長、 <u>会計指導監</u> 、部付及び局付	[略]
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、 <u>ものづくり自動車産業振興室</u> 、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]
4 本庁の職員で前3項に掲げ	<u>総括課長</u> 、 <u>調査監</u> 、	4 本庁の職員で前3項に掲げ	<u>総括課長</u> 、 <u>総括調査</u>

<p>る職員以外のもの</p>	<p>報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は<u>出納指導監</u></p>	<p>る職員以外のもの</p>	<p><u>監</u>、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は<u>会計指導監</u></p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。